

取引適正化への取組方針

2026年3月26日

経済産業省自動車課 高木直樹

<主な内容>

○取適法（中小受託取引適正化法）について

○政府の取引適正化に向けた取組について

<主な内容>

○取適法（中小受託取引適正化法）について

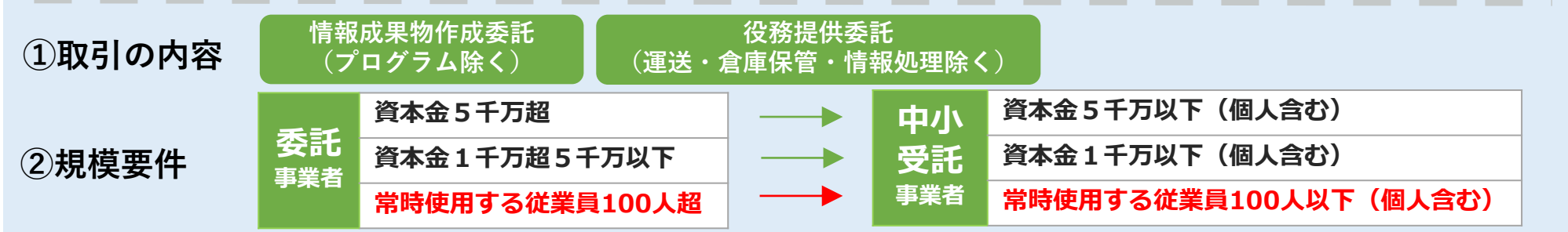
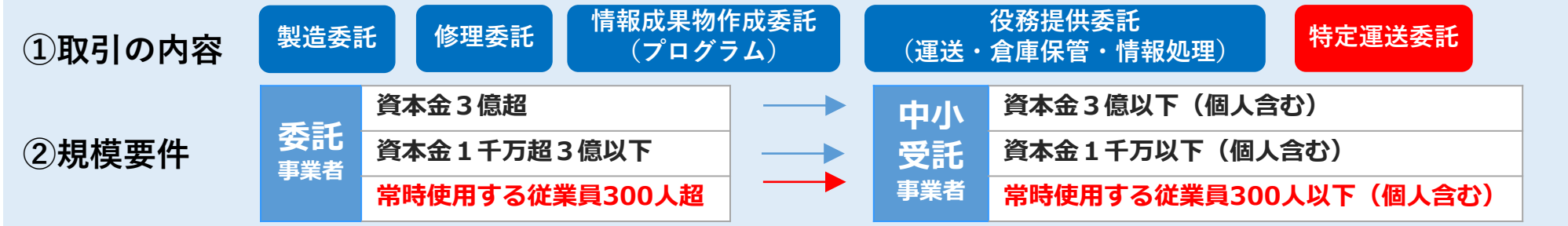
○政府の取引適正化に向けた取組について

取適法（中小受託取引適正化法）の概要

※赤色は改正内容

法目的 中小受託取引の公正化 ・ 中小受託事業者の利益保護

適用対象 ①取引の内容 かつ ②規模要件 ⇒ 適用対象



義務

発注内容を明示する義務（発注書の交付）
取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）
支払期日（受領後60日以内）を定める義務
遅延利息（14.6%）の支払義務

禁止行為

受領拒否	報復措置
支払遅延（手形払等の禁止）	有償支給原材料等の対価の早期決済
減額	割引困難な手形の交付
返品	不当な経済上の利益提供要請
買ったたき	不当な給付内容の変更・やり直し
購入・利用強制	協議に応じない一方的な代金決定

措置 公取委による勧告、公取委・中企庁・事業所管大臣による指導・助言

取適法の適用対象①（取引内容の5類型について）

取適法の適用対象となる取引は、その委託される内容によって条件が定められている。

「**製造委託**」「**修理委託**」「**情報成果物作成委託**」「**役務提供委託**」「**特定運送委託**」と大きく**5つの取引内容に大別**され、適用対象となる取引は多岐にわたる。

製造委託

物品を販売し、又は**物品の製造を請け負っている事業者が、企画、品質、形状、デザインなどを指定して、他の事業者**に物品の製造や加工などを委託することをいう。ここでいう「物品」は動産を意味し、不動産は対象に含まれない。

修理委託

物品の修理を請け負っている事業者が、その修理をほかの事業者に委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、その修理の一部をほかの事業者に委託することをいう。

情報成果物作成委託

ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなどの**情報成果物の提供や作成を行う事業者が、他の事業者**にその作成作業を委託することをいう。

役務提供委託

他者から運送やビルメンテナンスなどの**各種サービス（役務）の提供を請け負った事業者が、請け負った役務の提供をほかの事業者**に委託することをいう。

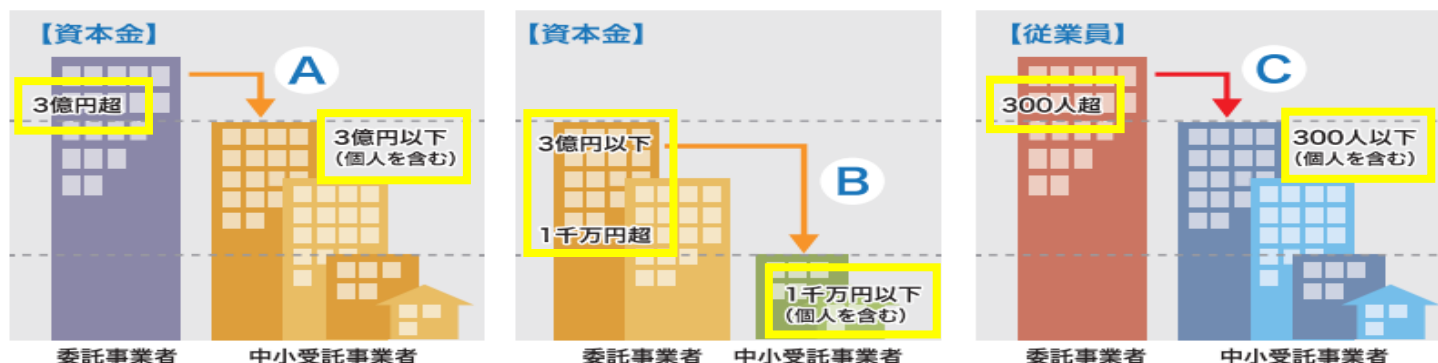
特定運送委託

事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品について、その取引の相手方に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者に委託することをいう。

取適法の適用対象②（資本金区分と従業員区分）

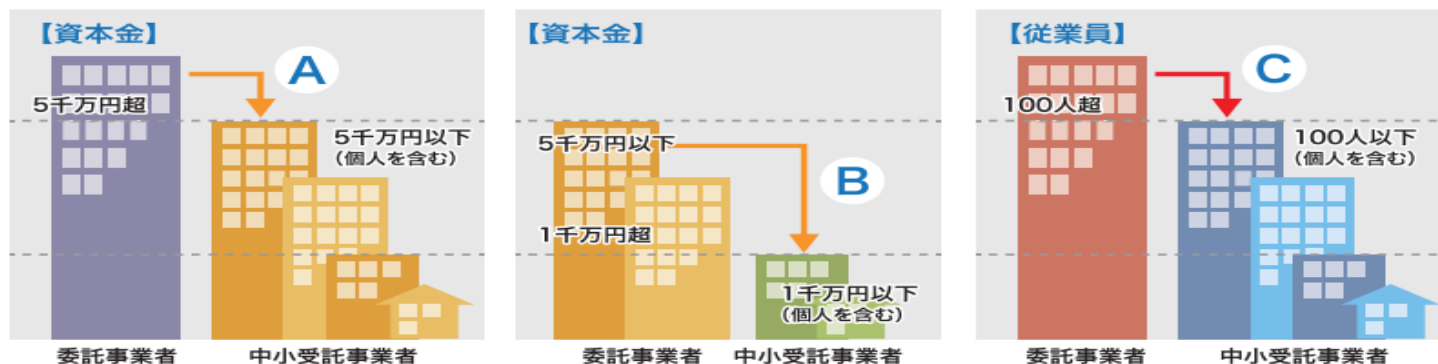
取適法では、取引を委託する事業者と受注する事業者の資本金又は従業員によって、「委託事業者」「中小受託事業者」を定義。取引内容に応じて規定されている資本金区分又は従業員区分のいずれかに該当する場合、その取引は中小受託取引（取適法対象取引）となる。

■ 製造委託・修理委託、情報成果物作成委託・役務提供委託*1、特定運送委託



*1: プログラムの作成、運送、物品の倉庫保管及び情報処理に係るもの

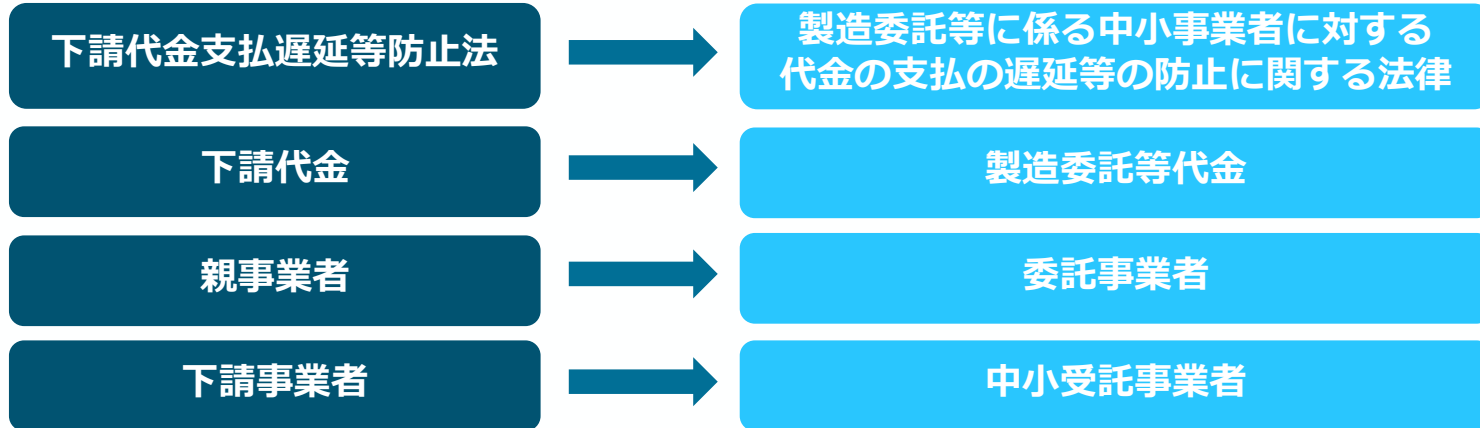
■ 情報成果物作成委託・役務提供委託*2



*2: プログラムの作成、運送、物品の倉庫保管及び情報処理に係るものを除く

(参考) 改正下請法 (=取適法) のポイント (2026年1月1日施行)

法律の題名・用語の変更



適用対象の拡大

- **適用基準に「従業員基準」を追加**
従来の資本金基準に加え、従業員基準（300人、100人）が追加され、規制及び保護の対象が拡充されます
- **対象取引に「特定運送委託」を追加**
適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます

禁止行為の追加

- **「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止**
代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わないことなど、一方的な代金決定が禁止されます
- **「手形払」等を禁止**
手形払が禁止されるとともに、その他の支払い手段（電子記録債権等）についても、支払期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止されます

面的執行の強化

- **事業所管省庁に指導・助言権限を付与**
事業所管省庁において、取適法に基づく指導及び助言ができるようになるほか、報復措置の禁止に係る情報提供先にも事業所管省庁が追加されます

その他

- 製造委託の対象物品に金型以外の型等（木型、治具など専ら物品の製造に用いる物品）が追加されます
- 書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの電磁的方法による方法とすることが可能になります

(参考) 取適法の説明資料 ※公取委ホームページより

- 公正取引委員会・中小企業庁より、様々な媒体で制度周知中。

(取適法特設ページ) https://www.jftc.go.jp/toriteki_2025/

(パンフレット) <https://www.jftc.go.jp/file/toriteki002.pdf>

(YouTube) https://www.youtube.com/watch?list=TLGGSg-SEImC8YoxODExMjAyNQ&time_continue=6&v=t7zYRrLsWho&embeds_referring_euri=https%3A%2F%2Fwww.jftc.go.jp%2F&source_ve_path=Mjg2NjY

(中小受託取引適正化法テキスト) <https://www.jftc.go.jp/toriteki/r7text.pdf>



(出所) 公取委ホームページより

<主な内容>

○取適法（中小受託取引適正化法）について

○政府の取引適正化に向けた取組について

政府の取引適正化に向けた取組【説明会等】

- 価格交渉・転嫁や型取引、手形取引などの適正化を図り、受託取引が円滑に実施されるよう、説明会など制度周知に向けた各種取組を実施してきたところ。
- 毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定し、中小企業が適切に価格転嫁しやすい環境を整備。月間終了後には、多数の中小企業に対し、主な取引先との価格交渉・価格転嫁等の状況についてフォローアップ調査を実施。

説明会等

- ✓ 改正ポイント説明会（公取委・中企庁、各自治体等）：対面・オンラインにて改正ポイントを説明。全国各地で実施。
- ✓ 取適法セミナー（中企庁）：オンラインにて取適法を踏まえた実務取引等につき、実ビジネスに精通した弁護士等より説明。
- ✓ 価格交渉講習会（中企庁）：対面にて適切な取引実現のためのテクニック等につき、専門家が解説。個別相談会も実施。

→改正取適法施行等を踏まえ、説明会・講習会等を全国各地で実施中。（いずれも先着順。早めの申込みを推奨）

価格交渉促進月間（後掲）

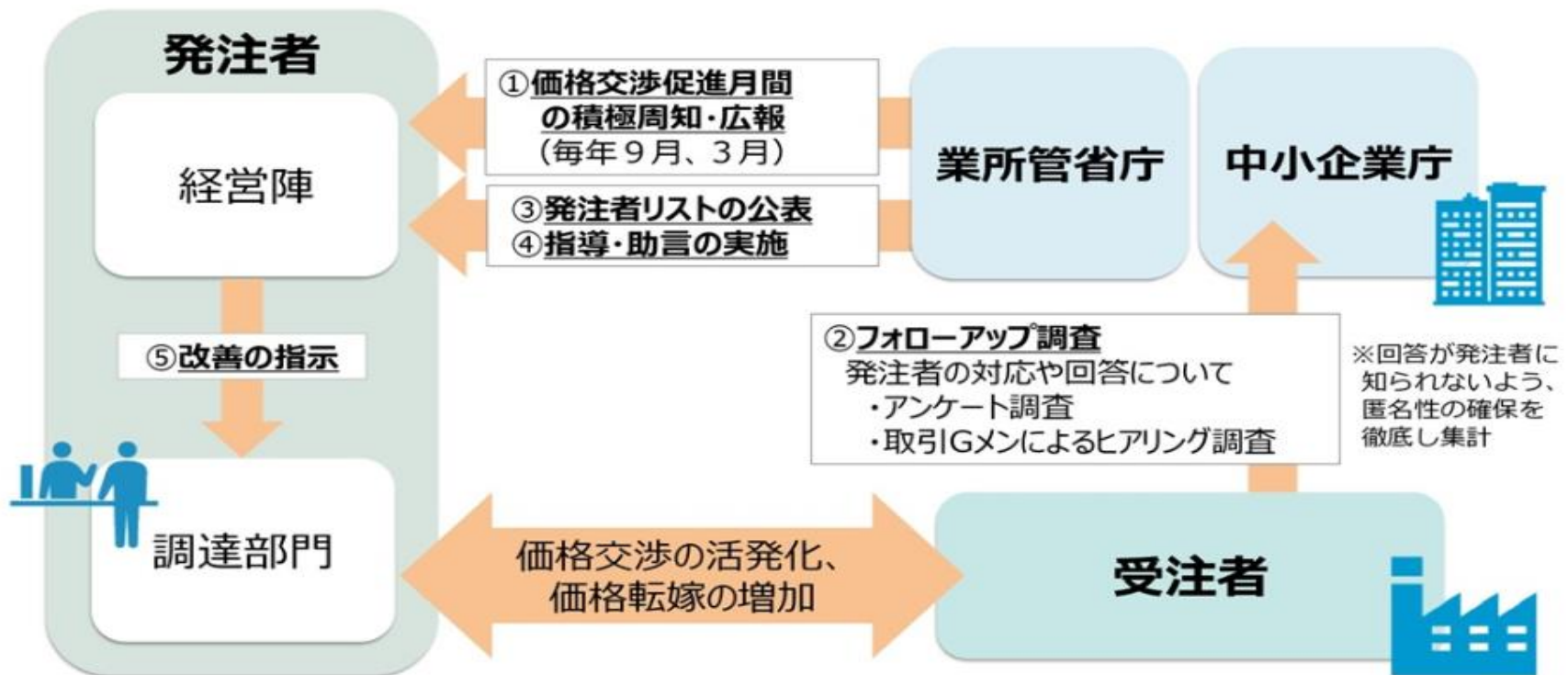
3月と9月は価格交渉促進月間 赤澤経済産業大臣からのメッセージ（2026年3月2日付けHP掲載）
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>

「今回は、協議に応じない一方的な代金決定の禁止などが盛り込まれた、中小受託取引適正化法（取適法）や、受託中小企業振興法（振興法）が施行されてから初めての月間です。

発注者の皆様、取適法・振興法の趣旨を踏まえ、誠実な協議の実施や、支払の現金化・サイトの短縮に御協力をお願いします。これまで官民を挙げて進めてきたサプライチェーン全体での価格転嫁・取引適正化の取組を継続していけるよう、十分な配慮をいただければと思います。」(抜粋)

政府の取引適正化に向けた取組【価格交渉促進月間】

- 中小企業の賃上げ実現の鍵となる価格交渉、価格転嫁を経済界全体で促すため、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」とし、経済界を含む関係者に広く周知・広報（①）。
 - ⇒ 成果を確認するため、「価格交渉促進月間」の終了後、価格交渉、価格転嫁、支払条件それぞれの実施状況のフォローアップ調査として中小企業に対して、「アンケート調査（30万社が対象）」、「取引Gメンによるヒアリング調査」を実施し、結果を取りまとめ（②）。その後、発注者リストを公表（③）。
 - ⇒ 受託中小企業振興法に基づき、発注者に対して、大臣名による指導・助言を実施。（④）
- 業界ごとの取組状況や、社名公表等により経営陣にも関与させ、取引方針の改善に繋げて来た。



価格交渉促進月間（2025年9月）FU調査結果【自動車業界】

25/11/28公表

価格交渉：全30業種中順位が大幅改善（前回15位→6位）。「交渉が行われた」割合が約71%。全業種平均よりも約11ポイント高く、全業種で2番目に高い。他方、「交渉を希望したが行われなかった」割合も平均より高い（1.6ポイント高。前回の2.3ポイント高よりやや改善）。

価格転嫁：全30業種中順位が改善（前回7位→6位）。転嫁率（全費目平均）は約59%で全業種平均よりも約5ポイント高。原材料、エネルギー、労務費の全要素で転嫁率が上昇し、全要素で全業種中2位となった。

価格交渉・転嫁の状況（全業種・自動車業界）

		全業種	自動車
価格交渉	交渉が行われた	59.2% (64.2%)	70.6% (73.9%)
	交渉を希望したが行われなかった	7.0% (7.5%)	8.6% (9.8%)
価格転嫁	一部でも転嫁できた	61.6% (65.9%)	72.1% (73.9%)
	全く転嫁できなかった	12.5% (13.4%)	12.3% (13.6%)
転嫁率		53.5% (52.4%)	58.9% (56.6%)

※受注側のコスト上昇分に対して発注側が転嫁した割合

自動車業界の順位

		前回	今回
価格交渉		15位	6位
価格転嫁	全体	7位 (56.6%)	6位 (58.9%)
	原材料費	3位 (63.7%)	2位 (64.9%)
	エネルギー費	4位 (55.0%)	2位 (56.0%)
	労務費	4位 (53.4%)	2位 (56.1%)

※価格交渉・価格転嫁ともに、30業種中の順位。

※括弧書きは転嫁率。

※括弧書きは前回調査の数字。

労務費の適切な転嫁に向けた対応

- 今回のFU調査では、自動車業界に係る**労務費の転嫁率は全業種中2位（56.1%）**と前回から上昇。優良事例に関する中小受託事業者（下請事業者）の生声もあり、これまでの取組が着実に浸透。
- 他方、**問題事例に関する中小受託事業者からの生声**も引き続きあり。

価格交渉促進月間FU調査結果

自動車業界の労務費の転嫁状況（業界順位・転嫁率）

前回	今回
4位 (53.4%)	2位 (56.1%)

中小受託事業者からの生声 ○：優良事例 ▲：問題事例

- 最低賃金上昇やコスト増に応じて単価を引き上げ、補填を行うなど柔軟な対応をしている。
- 業界課題に配慮し、双方の利益を重視した交渉を継続しており、信頼できる取引関係を築いている。
- ▲価格改定が認められず工場閉鎖や移管負担が増加し、未集金額も膨らみ経営が逼迫している。
- ▲コスト転嫁が不十分で交渉遅延、不当な負担や契約外の要求が続き、取引の公正性を欠いている。

価格交渉促進月間FU調査に係る企業別評価リスト（「アイウエ」リスト）の公表

26/1/23公表

- **2026年1月23日**に、中小企業庁が、価格交渉促進月間（2025年9月）のフォローアップ調査に係る**企業別評価リスト**※を公表。 ※本リストには、10社以上の受注側中小企業から「主要な取引先」として回答のあった発注側企業を掲載。
- 配布先の企業数は30万社と変わらず。自動車関連企業のリスト掲載数は36社（OEM：12社、サプライヤー他：24社）と減少。（前回51社、OEM：13社、サプライヤー他：38社）。
- 自動車関連企業では、**価格交渉・価格転嫁・支払条件の全ての項目において、前回調査より「ア」の割合が向上し、「ウ」の割合が低下するなど、いずれの項目も改善**。一方で、**これまで対象でなかった企業や一部前回と同じ企業で「ウ」の評価が引き続き存在**。新制度施行等に伴い対象取引も広がる中で、引き続き自動車サプライチェーン全体でより一層の取引適正化に取り組むことが重要。

リスト掲載あった自動車関連企業36社の「アイウエ」の割合

	ア	イ	ウ	エ
価格交渉	88.9% (78.4%)	11.1% (19.6%)	0% (2.0%)	0% (0%)
価格転嫁	50.0% (31.4%)	47.2% (58.8%)	2.8% (9.8%)	0% (0%)
支払条件	94.4% (84.3%)	0% (5.9%)	5.6% (9.8%)	0% (0%)

<評価基準>

ア：7点以上
イ：7点未満、4点以上
ウ：4点未満、0点以上
エ：0点未満

※各回答者（受注側中小企業）からの回答内容に応じた点数（転嫁率や交渉状況等を元に配点）の平均点

※（ ）内は前回の数値

- 2026年2月20日付け赤澤経済産業大臣名にて、各業界団体宛てに、価格交渉促進月間実施に係る周知依頼を実施。

<周知依頼の概要>

参考URL : <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/dl/202603.pdf>

- ・とりわけ以下の5点についての周知を依頼。

1. 価格交渉及び価格転嫁への積極的な対応

- ・「振興基準」に則り、受注側中小企業からの価格交渉の申し出には遅滞なく応じ、価格転嫁に積極的に応じる等、適切に対応すること。
- ・「振興基準」の趣旨を全ての社員に周知徹底させるべく、社内全体に向けて本連絡を発出すること。
- ・調達の担当者が、適切な価格転嫁を受け入れることにより、処遇において不利益を被ることがないように、人事評価の際に配慮すること。
- ・受注側中小企業は、発注者に積極的に価格交渉を申し出るとともに、必要に応じて「取引かけこみ寺」や「価格転嫁サポート窓口」等の相談窓口を活用すること。

2. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知、積極的な活用

- ・労務費指針の内容について、価格交渉の場において積極的に活用すること。

3. フォローアップ調査に対する御協力（受注側中小企業の皆様）

- ・4月中旬以降、受注側中小企業を対象に実施を予定している、調査の依頼があった場合、対象となった企業は積極的に回答すること。

4. 中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の改正内容に関する周知

- ・本年1月1日に施行された取適法及び振興法の内容について、周知・徹底を図ること。

5. パートナーシップ構築宣言への参加

- ・パ宣言に未参加の企業は、参加について検討すること。既に宣言している企業は、自社の宣言について、一層の浸透、徹底を図ること。

第1回自動車サプライチェーン取引適正化会議について

26/2/5開催

- 取引適正化に関する**自動車業界の課題やそれら解決に向けた取組**を見える化し、**業界における取引適正化の更なる進展を確保することを目的**に、経産省に「**自動車サプライチェーン取引適正化会議**」を設置。
- 第1回会議を2026年2月5日に開催し、有識者、自工会や素形材団体のほか、部工会よりも大下副会長・専務理事、渡辺サプライチェーン部会長、石川中小企業施策委員長他の方々にも御出席いただき、自工会と部工会の取引適正化に向けた取組を御説明いただいた。
- 参加者からは、**サプライチェーン全体での取組の重要性、ティア深くへの取引適正化の浸透の難しさ、取引適正化と競争力強化の両立の課題**などにつき、活発な議論が展開。次回以降は、関連業界の実態調査等を踏まえて「型等(金型,木型,治具,工具含)取引」や「補給品」など個別論点について意見交換を実施する予定。
- 会議における議論の参考とするため、各業界団体を通じて、自動車産業のサプライチェーンを構築する企業に対し、**自動車産業における取引適正化に関する実態調査を実施**。今後とりまとめ予定。

日時・場所：2026年2月5日（木）10:00～11:00（経産省）

対応者：＜政府＞ 越智政務官、伊吹局長、伊藤自動車課長、大今素形材室長 等

＜自工会＞ 松永副会長 専務理事、調達部会 本間部会長、龍田副部会長、古澤副部会長、越智委員、

＜部工会＞ 大下副会長 専務理事、サプライチェーン部会 渡辺部会長、岩井副部会長、田村委員、
中小企業施策委員会 石川委員長

＜素形材団体等＞ 日本金型工業会、日本金属熱処理工業会、日本金属プレス工業協会、
日本ダイカスト協会、日本鍛造協会、日本鑄造協会、
全日本プラスチック製品工業連合会、日本粉末冶金工業会

＜オブザーバー＞ 公取委 柴山企業取引課長、中企庁 小高取引課長



**本日の御説明は、以上になります。
御静聴いただき、ありがとうございました。
御質問・御相談等ありましたら、以下連絡先までお願いします。**

<連絡先>

経済産業省製造産業局自動車課部品班

電話：03-3501-1690

メール：bzl-supplier-gr2@meti.go.jp